○上尾伊奈資源循環組合職員の種類及び職名に関する規則

令和５年４月１日規則第８号

上尾伊奈資源循環組合職員の種類及び職名に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、職員（上尾伊奈資源循環組合職員定数条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第８号）第２条第１項第２号に掲げる管理者の補助機関である職員並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成１４年法律第４８号）第５条第１項から第３項までの規定により採用された職員であって管理者の補助機関であるものに限る。以下同じ。）の種類及び職名について定めるものとする。

（職員の種類）

第２条　職員の種類は、事務職員及び技術職員とする。

（職員の職名）

第３条　職員の職名は、第５条に規定する場合を除き、次の各号に掲げる職員の種類に応じ、当該各号に定める職名を用いるものとする。

(1)　事務職員　局長、次長、主幹、副主幹、主査、主任、主事

(2)　技術職員　局長、次長、主幹、副主幹、主査、主任、技師

（臨時の職員の職名）

第４条　臨時の職員の職名は、前条各号に定める職名に臨時を冠したものとする。

（法令等に定める職名の併用）

第５条　職の設置及びその職名について法令等に特別の定めがある場合にあっては、第３条各号に定める職名に併せて、当該法令等に定める職名を用いるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。